償却資産（固定資産税）の申告について

知　立　市

提　出　期　限	令和　5　年　1　月　31　日　（火）
提　　出　　先 問い合わせ先	〒472－8666 知立市広見三丁目1番地 知立市役所　総務部　税務課　資産税係 電話　（0566）95－0148　（直） （0566）83－1111　（代）　内線 136

新型コロナウイルス感染症予防のため、

郵送またはeLTAXによる提出にご協力をお願い致します。

＜ 提出書類について ＞

申告の内容		提出方法
昨年度に引き続き申告される方	資産に増減がある場合	申告書 18 備考欄「1　資産増減あり」に〇をつけて、種類別明細書を添付のうえ提出してください。
	資産に増減がない場合	別紙「申告書記入例」を参考に、必要事項をご記入のうえ、種類別明細書を添付して提出してください。
	廃業・解散・転出された場合	
	相続があった場合	
初めて申告される方	資産がある場合	申告書 18.備考欄「1　資産増減あり」に〇をつけて、種類別明細書を添付のうえ提出してください。
	資産がない場合	申告書の 18.備考欄「3　該当資産なし」に〇をつけて提出してください。

〇申告書には、必ず連絡先のお電話番号をご記入ください。

〇郵送申請で受付印入りの控が必要な場合は、返信用封筒（切手付き）の同封をお願いします。

〇電算処理により申告される場合は、毎年 1 月 1 日現在の知立市内にある全ての資産を申告してください。
　また、事務処理の都合上、お送りしている償却資産申告書の右上に表記された「所有者コード」（00 から始まる 10 桁の番号）を転記していただきますようご協力をお願いします。

＜ マイナンバー・本人確認資料について ＞

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認を実施いたします。
下記確認書類を、郵送による提出の場合は申告書に添付、窓口で提出する場合は提示をお願いいたします。

(1) 本人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類（いずれか一つ）
① 番号確認資料	・マイナンバーカード（裏面） ・マイナンバー通知カード ・マイナンバーが記載された住民票の写し等
② 身元確認資料	・マイナンバーカード（表面） ・運転免許証、パスポート等　顔写真付きの身分証明書等

(2) 代理人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類（いずれか一つ）
① 本人の番号確認資料	・本人のマイナンバーカード（裏面） ・本人のマイナンバー通知カード ・本人のマイナンバーが記載された住民票の写し等
② 代理人の身元確認資料	・代理人のマイナンバーカード（表面） ・代理人の運転免許証、パスポート等　顔写真付きの身分証明書等
③ 代理権の確認資料	・税務代理権限証書（税理士又は税理士法人の場合） ・委任状　等　※

※(2)③で、事前にお送りした印字済み申告書をご使用いただく場合、代理権の確認資料は不要です。

※eLTAX（電子申告）による申告、又は法人番号を記載した申告書を提出する場合、本人確認資料（(1)及び(2)の①～③の確認資料）の添付は不要です。

【主な課税標準の特例】

・地方税法附則第 15 条　第 43 項

浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置

浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を価格に 1/3 を乗じた額とします。

・地方税法附則第 64 条

新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する特例措置の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、新たに**「構築物」**と**「事業用家屋」**が対象に追加され、かつ令和2年度中であった適用期限が **2 年間延長**されました。

対象者	中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等導入計画を策定し、本市から認定を受けた中小企業者等
対象資産	機械・装置、工具、器具・備品、建物附属設備、構築物、 事業用家屋（追加：取得価格の合計額が 300 万円以上の先端設備とともに導入されたもの）
取得時期	令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に取得したもの
課税標準額に乗じる特例割合	0
特例適用期限	新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分

◎先端設備導入計画について

問い合わせ先：知立市役所経済課商工観光係　TEL：0566-95-0125（ダイヤルイン）

◎先端設備導入計画認定後の償却資産申告について

問い合わせ先：知立市役所税務課資産税係　家屋担当　TEL：0566-95-0148（ダイヤルイン）

◎新型コロナに関連した先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等に係る固定資産税の特例制度の詳細については、中小企業庁のホームページまたは知立市ホームページをご確認ください。

◆申告の手引きは知立市ホームページ（https://www.city.chiryu.aichi.jp/kurashi/zei/2/1480487702433.html ）に掲載しております。（手引きには申告書記載例も掲載しております）

◆eLTAX（エルタックス）による電子申告も受付けています。

詳しくはエルタックスのホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/　または「エルタックス」で検索）をご覧ください。なお、eLTAX ご利用に際して、ご不明な点がございましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」（https://eltax.custhelp.com/）をご覧ください。

＜特例適用資産等＞

課税標準の特例（地方税法第349条の3、同法附則第15条、第64条）

課税標準の特例の適用により固定資産税が軽減される資産については、申告書の[備考]欄と明細書の[摘要]欄に適用条項を明記してください。なお、新たに適用される資産については、それを証明する書類を添付してください。

適用条項			施設・設備の種類		適用期間	課税割合	添付書類	
地方税法第349条の3	第3項		中小企業等協同組合が取得した共同利用に供する機械及び装置		取得後3年度分	1/2	・政府の補助金、交付金、貸付等の申請書（写） ・政府の補助金、交付金、貸付等を受けたことが確認できる書類等（写）	
	第27項		家庭的保育事業の認可を得たものが直接当該事業の用に供する償却資産		永　年	1/2	・特例の対象となる資産が各保育事業の用に供されていることがわかる書類	
	第28項		居宅訪問型保育事業の認可を得たものが直接当該事業の用に供する償却資産			1/2		
	第29項		事業所内保育事業の認可を得たものが直接当該事業（利用定員が5人以下）の用に供する償却資産			1/2		
地方税法附則第15条	第2項	第1号	公共の危害防止施設	汚水・廃液処理施設 （R4.4.1～R6.3.31取得分） ※　暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設に限定されます。	永　年	1/2	・処理施設設置届出書（写） ・処理過程図等（写）	
		第2号		ごみ処理施設 （R4.4.1～R6.3.31取得分） ※　熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定されます。		1/2		
		第3号		一般廃棄物処理施設 （R4.4.1～R6.3.31取得分） ※　環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設は適用対象から除外されます。		2/3		
		第4号		産業廃棄物処理施設 （R4.4.1～R6.3.31取得分）		1/3 ※石綿含有処理施設は1/2		
		第5号		下水道除害施設 （R4.4.1～R6.3.31取得分） ※　新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得するものに限定されます。		4/5	・除害施設工事計画確認書等（写） ・処理過程図等（写） ・処理施設設置届出書（写）	
	第26項	第1号イ	再生可能エネルギー発電設備	特定太陽光発電設備 （R2.4.1～R6.3.31取得分）	取得後3年度分	2/3	・1000kw未満	・設備の取得年月日がわかる書類（写） 【太陽光】 事業者支援補助を受けたことが分かる書類（写） 【その他】 経産省固定価格買取制度の認定を受けたことがわかる書類（写）
		第2号イ				3/4	・1000kw以上	
		第2号ロ		特定風力発電設備 （R2.4.1～R6.3.31取得分）	取得後3年度分	3/4	・20kw未満	
		第1号ロ				2/3	・20kw以上	
		第3号イ		特定水力発電設備 （R2.4.1～R6.3.31取得分）	取得後3年度分	1/2	・5000kw未満	
		第2号ハ				3/4	・5000kw以上	
		第1号ハ		特定地熱発電設備 （R2.4.1～R6.3.31取得分）	取得後3年度分	2/3	・1000kw未満	
		第3号ロ				1/2	・1000kw以上	
		第3号ハ		特定バイオマス発電設備 （R2.4.1～R6.3.31取得分）	取得後3年度分	1/2	・10000kw未満	
		第1号ニ				2/3	・10000kw以上20000kw未満	
	第29項			浸水防止用設備 （H29.4.1～R5.3.31取得分）	取得後5年度分	2/3	・浸水防止計画書（写）	
	第33項			企業主導型保育事業の用に供する償却資産 （H29.4.1～R5.3.31助成）	最初の5年度分	1/2	・補助を受けていることがわかる書類 ・事業所内に償却資産があることが確認できる書類	
	第43項			認定事業者が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設 （R3.11.1～R6.3.31取得分）	永年	1/3	・認定事業者であることを確認できる書類 ・雨水浸透阻害行為許可申請書又は検査済証（写）	
地方税法附則第64条				新型コロナウイルス感染症の影響に伴う中小企業等経営強化法に基づく先端設備等 （R3.4.1～R5.3.31取得分）	取得後3年度分	0	・先端設備導入計画に係る認定申請書 ・認定書（写）　・工業会証明書（写）又は情報提供に関する同意書（写） 【事業用家屋については下記の書類も必要です】 ・建築確認済証（写）　・先端設備の購入契約書（写） ・先端設備の設置場所が明示してある家屋の見取り図	

本一覧表ではすべての特例を網羅しているわけではありません。ご不明な場合はお問い合わせください。

　　については、わがまち特例（知立市税条例で定めた割合）を導入しています。

詳細は知立市ホームページ、中小企業庁ホームページにも掲載がありますので、そちらもあわせてご確認ください。